

第1節 坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）

1 届出の対象となる行為

市域全域を対象とした坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）における、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される以下の行為について、届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転又は外観の変更で、以下のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 地盤面からの高さが13mを超えるもの イ) 階数が4以上のもの ウ) 延べ床面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、高架水槽、その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が13mを超えるもの。 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が13mを超えるもの。 ・街路灯、照明灯その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合はその高さの合計）が13mを超えるもの。 ・記念塔、彫刻、モニュメントその他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が13mを超えるもの。 ・製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもので、地盤面からの高さ（建築物と一体になっている場合は、その高さの合計）が13mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの。 ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、地盤面からの高さが2mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの。
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の規定に基づく許可が必要となる開発事業。 ・建築基準法第42条第1項第5号の指定を受けようとする道路を築造するもので、自己用外の2宅地以上の宅地開発事業。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの。 ・当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが3mを超えるもの又は使用面積が1,000㎡を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が30日を超えるもの。

2

良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

坂井市景観計画区域（特定景観計画区域を除く。）において届出の対象となる行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

①建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

対象	景観形成基準
配置・建築物全体	・海岸や河川、丘陵の樹林やスカイラインなどの優れた自然景観や、歴史的建造物の眺めが得られる場所においては、これらへの景観を損なうことのない様に、眺望確保に配慮した配置上の工夫を行う。
	・地域のまちづくりの方向性を踏まえて、将来の望ましい地域景観を見据えた形態や意匠とする。
	・調和の取れた街なみ景観の保全に資するとともに、地域のシンボルとなるよう、形態や意匠に配慮する。
	・建築物の屋根や外壁などに用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
	・建築物の屋根や外壁などに用いる色彩は、まとまりのある、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和を図る。
	・道路などの公共空間との境界部分は、できる限り建物を後退させて空間を設け、ゆとりある空間を演出する。
敷地境界部	・駐車場や自転車置き場、ごみ置き場や建築設備などの付属建築物は、景観に配慮した配置・形態・意匠とする。
屋根・外壁	・窓等の開口部は、大きさ・形状・デザイン等について建築物と一体的なものとし、壁面が大きな面積で露出する場合は、威圧感・圧迫感の低減を図るよう壁面表面の意匠の工夫を行う。
	・屋外階段を設ける場合には、建築物と一体的な形態・意匠とする。
	・空調設備や冷暖房施設等の建築設備を設ける場合には、道路等の公共空間から目立つ位置に露出させない。やむを得ない場合は、遮へい措置を行う。
緑化	・緑景観の保全に配慮する。
	・敷地内や敷地の周囲は、できる限り緑化する。

②工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更

対象	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、周囲の建築物や背景となっている山林、丘陵地の稜線からなるスカイラインを乱さないようにする。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に塀、擁壁を設ける場合は、自然石風の意匠とするなど、周辺の景観との調和に配慮する。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の屋根や外壁等に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な景観を維持する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の屋根や外壁、柵、擁壁等に用いる色彩は、まとまりのある、落ち着いた色彩を基調色とし、周辺の景観との調和を図る。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の周辺においては、できる限り緑化に努める。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に垣（生垣を除く）、柵、塀、擁壁を設ける場合は、道路等の公共空間との間に植栽するなどの工夫をするよう努める。

③開発行為

対象	景観形成基準
切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、その高さ3 m以内ごとに幅1 m以上の小段を設け、圧迫感を極力抑え、地形的特徴との調和を図るよう工夫する。 ・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
建築物の敷地面積の最低限度	<ul style="list-style-type: none"> ・予定する建築物の敷地面積は、200 m²以上とする。ただし、開発区域周辺の状況等によりやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更

対象	景観形成基準
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
復元	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。

⑤屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積

対象	景観形成基準
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめめる。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。

第2節 湊町地区特定景観計画区域

1 届出の対象となる行為

湊町地区特定景観計画区域においては、以下の行為を届出の対象とします。

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none">・新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ床面積の合計が 10 m²を超えるもの。・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が 10 m²を超えるもの。
工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none">・煙突、高架水槽の類、柱の類、街路灯、照明灯の類、記念塔、彫刻の類、電柱の類で、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが 5 m を超えるもの。・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが 1.5m を超えるもの又は長さが 5 m を超えるもの。・製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが 5 m を超えるもの又は築造面積が 10 m² を超えるもの。
開発行為	<ul style="list-style-type: none">・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為で、同法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可が必要な開発事業。・建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の指定を受けようとする道路を築造するもので、自己用外の 2 宅地以上の宅地開発事業。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none">・当該行為に係る区域の面積が 1,000 m² を超えるもの。・当該行為に伴い高さが 3 m を超え、かつ、延長が 30m を超えるのり面又は擁壁を生じるもの。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	<ul style="list-style-type: none">・地盤面からの高さが 3 m を超えるもの又は使用面積が 1,000 m² を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が 30 日を超えるもの。
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none">・道路等の公共空間から容易に見える位置にある木竹の植栽又は伐採。・ただし、樹高が 10m 未満で、地上 1.2m の高さにおける幹の周囲が 0.5m 以下の独立木の伐採を除く。

2

良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

湊町地区特定景観計画区域において、届出対象となる行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

対象		景 観 形 成 基 準
建築物及び 工作物の新 築、増築、 改築、移 転、大規模 な修繕、模 様替、色彩 の変更	規模及 び配置	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的街なみ景観を阻害しないよう、建築物の規模及び位置に配慮する。 ・山車巡行路に面する建築物の高さ及び壁面の位置は、やむを得ない場合を除き、隣接する建築物に揃える。 ・やむを得ず建築物を後退させる場合は、街なみの連続性を損なわないよう、門・塀等を設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根及び外壁の色彩は、歴史的景観や周辺の資源環境と調和するよう、落ち着いた色彩を基調とする。
	形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、和風を基本とし、歴史的景観や街なみの連続性等、地区・境界の景観特性に配慮した形態、意匠とする。 ・山車巡行路に面する建築物は、三国の伝統的な建築様式に配慮した形態、意匠とする。 ・門・塀は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。 ・山車巡行路に面する建築設備等は、周囲から目立たないよう配慮する。 ・突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、伝統的街なみや、九頭竜川、竹田川の対岸から望見する際に背景となっている丘陵地の樹林、スカイラインを乱さないようにする。
開発行為 切土若しくは盛土に よって生じる法の高 さの最高限度		<ul style="list-style-type: none"> ・本区域の景観を特徴づける丘陵地形をできる限り継承・保全し、道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは1.5m以下とし、水平面となす角度を極力小さくする。 ・のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周囲の景観との調和に配慮する。

対象		景 観 形 成 基 準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	<ul style="list-style-type: none"> ・行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめめる。 ・積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の伐採又は植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。
景観法によらないその他の基準		<p>修景措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外駐車場は、周囲の景観と調和するよう、できる限り伝統的意匠で修景する。

第3節 城周辺地区特定景観計画区域

1 届出の対象となる行為

城周辺地区特定景観計画区域においては、以下の行為を届出の対象とします。

		行為の種類ごとの届出対象となる行為	
城 周 辺 地 区 特 定 景 観 計 画 区 域	武家屋敷地区	行為の種類	届出の対象となる行為
		建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ床面積の合計が10㎡を超えるもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの。
		工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、高架水槽の類、柱の類、街路灯、照明灯の類、記念塔、彫刻の類、電柱の類で、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが5mを超えるもの。 ・垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが1.5mを超えるもの又は長さが5mを超えるもの。 ・製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の地盤面からの高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの。
		開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発事業。 ・建築基準法第42条第1項第5号の指定を受けようとする道路を築造するもので、自己用外の2宅地以上の宅地開発事業。
		土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る区域の面積が1,000㎡を超えるもの。 ・当該行為に伴い高さが3mを超え、かつ、延長が30mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの。
		屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤面からの高さが3mを超えるもの又は使用面積が1,000㎡を超えるもので農林業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が30日を超えるもの。
		木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から容易に見える位置にある木竹の植栽又は伐採。 ・ただし、樹高が10m未満で、地上1.2mの高さにおける幹の周囲が0.5m以下の独立木の伐採を除く。
	町屋地区		
	重点路線地区		

2

良好な景観づくりに向けた行為の制限（景観形成基準）

城周辺地区特定景観計画区域において、届出対象となる行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

(1) 武家屋敷地区

		景 観 形 成 基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替、色彩の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、城下町の街なみや天守閣への眺望を乱さないようにする。 ・ 屋根は、主に銀鼠色の瓦を用いた勾配屋根とする。 ・ 建築物は3階以下を原則とする。 ・ 建築物の形状は、総2階、総3階建てを避け下屋を設けるようにする。 ・ 建築物の壁面は落ち着いた色彩とする。 ・ 板塀・土塀・生垣等武家地にふさわしい塀・柵を設ける。 ・ 車庫を設ける場合は、塀・垣との一体性を考慮する。 ・ 敷地の緑化に努める。
開発行為 切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは1.5m以下とし、水平面と成す角度を極力小さくする。 ・ のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・ 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における土石、再生资源その他の物件のたい積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめめる。 ・ 積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の植栽又は伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・ 木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。
景観法によらないその他の基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・空き地で街なみを分断しないように配慮する。塀等で囲むか、広場的仕上げを行う。

(2) 町屋地区

		景 観 形 成 基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替、色彩の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、城下町の街なみや天守閣への眺望を乱さないようにする。 ・ 屋根は、主に銀鼠色の瓦を用いた勾配屋根とする。 ・ 建築物の壁面は落ち着いた色彩とする。 ・ 建築物は4階以下を原則とする。 ・ 建築物の形状は、周囲との調和を図る。3階以上の部分は、前面道路から後退させる。
開発行為 切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは1.5m以下とし、水平面と成す角度を極力小さくする。 ・ のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・ 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なりのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における土石、再生資源その他の物件のたい積	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめめる。 ・ 積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の植栽又は伐採		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・ 木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。
景観法によらないその他の基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場・空き地で街なみを分断しないように配慮する。

(3) 重点路線地区

		景 観 形 成 基 準
建築物及び工 作物の新築、 増築、改築、 移転、大規模 な修繕、模様 替、色彩の変 更	形態・ 意匠	・ 突出感や違和感を与えない形態や意匠とし、城下町の街なみや天守閣への眺望を乱さないようにする。
	屋根	・ 切妻、入母屋屋根のもので、越前瓦系日本瓦葺（グレー系）とする。 ・ 一般に下屋・庇を設けることとする。
	壁面	・ 素材は、和風の外壁イメージを有するものとする。 ・ 化粧柱、腰板張り（塀設置の場合は不要）を設ける。 ・ 色彩は白系とし、化粧柱や腰板張り、建具類を含め3色以内とする。 ・ 3階以上の建物は、3階以上の壁面を後退させる。
	建具	・ 建具は和風のイメージを有するものとする。
	塀	・ 塀は別に定める誘導マニュアルに準じたものとする。
	生垣	・ 樹種は問わないが、樹高1.5m以上とする。
開発行為 切土若しくは盛土によ って生じる法の高さの 最高限度		・ 道路等の公共空間から容易に見える位置に切土若しくは盛土によってのり面や擁壁が生じる場合、のり又は擁壁の高さは1.5m以下とし、水平面と成す角度を極力小さくする。 ・ のり面の緑化や擁壁に石材等の自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採そ の他土地の形 質の変更	方法	・ 当該行為に係る区域の周囲には、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの隠蔽措置を行う。 ・ 道路等の公共空間から容易に見える位置に長大なのり面や擁壁が生じる場合は、のり面や擁壁面を緑化し、又はその前面に植栽する。
	復元	・ 行為後の跡地の自然環境を復元するにあたっては、その地域の植生に適した樹種を植栽する。
屋外における 土石、再生資 源その他の物 件のたい積	方法	・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置から集積又は貯蔵をはじめめる。 ・ 積み上げに際しては、できる限り整然とした集積又は貯蔵とする。
	緑化	・ 敷地周囲の緑化を行うなど、周辺景観と調和した遮蔽措置を行う。
木竹の植栽又は伐採		・ 道路等から望見できる木竹の樹種、樹齢、樹形等の状況又は生態系を考慮し、価値の高いもの、地域におけるシンボルとして親しまれているものは伐採しないこととし、やむを得ず伐採する必要があるときは、必要最低限の伐採にとどめる。 ・ 木竹の植栽に際しては、地域の植生に適した樹種を植栽する。